令和2年度 業務委託に係る入札・契約制度の改正について(10月実施)

業務委託に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 変動型最低制限価格制度の試行実施について

■ 対象案件

令和2年10月1日より、入札価格の平均額により最低制限価格を算定する変動型最低制限価格制度を試行実施します。

ただし、土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント業務の入札案件のうち、一定の条件を満たすものについては、令和2年4月より、別途公表している算定式により最低制限価格を決定することとしていますが、この取扱いをする案件については対象外とし、その他の業務委託の入札案件で導入します。

変動型最低制限価格を採用する場合は、入札通知書又は競争参加資格確認通知書の最低制限価格欄に「有(変動型)」と記載します。

■ 最低制限価格の算定方法

次の算定式に基づき最低制限価格を決定します。

最低制限価格=予定価格×0.72 +(入札価格の平均額-予定価格×0.72)×0.16

- ※ 上記により算定した額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

■ 入札価格の平均額の算定方法

最低制限価格の算定に用いる「入札価格の平均額」の算定は、次によることとします。

- (1) 入札価格が予定価格を超える場合は、当該入札価格を予定価格と同額とみなす。
- (2) 入札価格が予定価格×0.7 を下回る場合は、当該入札価格を予定価格×0.7 とみなす。
- (3) 無効又は失格となった入札がある場合は、(4)の場合を除き、その入札価格を平均額の算定の対象としない。
- (4) 最低制限価格の決定後に無効又は失格となった入札がある場合でも、入札価格の平均額の再算定は行わない。
- ※ 上記(2)により算定した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 上記により算定した入札価格の平均額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

■ 留意事項

- (1) 再度入札以降の入札における最低制限価格は、初度入札において算定した最低制限価格と同額とします。
- (2) 参加した入札において、変動型最低制限価格の算定結果に疑義がある場合は、落札決定日の

翌日から起算して2開庁日後までに契約管理課まで申し出ることができます。

(3) 変動型最低制限価格の取扱いに関する詳細は、各入札案件の「入札及び契約における注意事項(業務委託)」に記載します。

■ 最低制限価格の算定の具体例(予定価格1千万円の場合)

	入札価格	平均額算定上 の入札価格	入札価格 の平均額	最低制限価格	結果
A社	6,800,000	7,000,000	8,800,000	7,456,000	最低制限価格未満
B社	7,500,000	7,500,000			落札
C社	8,800,000	8,800,000			
D社	9,500,000	9,500,000			
E社	10,100,000	10,000,000			
F社	12,000,000	10,000,000			

[※] 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

2. 機械警備業務における最低制限価格の設定の廃止について

業務委託の入札に当たっては、原則として最低制限価格の設定することとしていますが、令和 2年10月より、機械警備業務の入札については最低制限価格の設定を廃止します。